

# 青森県報

第三千百九十七号

平成二十二年  
二月十日  
(水曜日)

## 目次

### 告 示

介護保険法による居宅サービス事業者の指定……………(高齢福祉課) ……一  
 介護保険法による介護予防サービス事業者の指定……………(同) ……一

### 出先機関

道路の位置の指定……………(下北地域) ……一  
 (県民局) ……一

### 公安委員会

運転免許取得者教育認定機関の名称及び住所並びに代表者の氏名変更の届出……………(運転免許課) ……二

## 告 示

青森県告示第七十三号

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第四十一条第一項本文の規定により、次のとおり居宅サービス事業を行う者を指定したので、同法第七十八条第一号の規定により公示する。

平成二十二年二月十日

青森県知事 三 村 申 吾

### 青森県告示第七十四号

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第五十三条第一項本文の規定により、次のとおり介護予防サービス事業を行う者を指定したので、同法第百十五条の十第一号の規定により公示する。

平成二十二年二月十日

青森県知事 三 村 申 吾

指定居宅サービス事業者	名称又は氏名	主たる事務所の所在地又は住所	居宅サービスの種類	名称	住所	指定年月日
ひいらぎ訪問看護ステーション株式会社	三町一丁目一	弘前市大字南大	訪問看護	ひいらぎ訪問看護ステーション株式会社	三町一丁目一	平成三・一・六

指定介護予防サービス事業者	名称又は氏名	主たる事務所の所在地又は住所	介護予防サービスの種類	名称	住所	指定年月日
ひいらぎ訪問看護ステーション株式会社	三町一丁目一	弘前市大字南大	訪問看護	ひいらぎ訪問看護ステーション株式会社	三町一丁目一	平成三・一・六

## 出 先 機 関

下北地域県民局告示第一号

建築基準法(昭和二十五年法律第百二十一号)第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定したので、青森県建築基準法施行細則(昭和三十六年二月青森県規則第二十号)第十七条の規定により公示する。

なお、その関係図面は、青森県県土整備部建築住宅課、下北地域県民局地域整備部及びむつ市役所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十二年二月十日

下北地域県民局長 原 口 健 二

位 置	延 長	幅 員	指 定 年 月 日
むつ市若生町二丁目二六四の二	三七・九六メートル	六・一〇メートル	平成 三・一・二六

### 公 安 委 員 会

青森県公安委員会告示第十四号

運転免許取得者教育の認定に関する規則（平成十二年国家公安委員会規則第四号）  
第七条第一項の規定により、運転免許取得者教育の認定機関である株式会社三沢自動車教習所から同規則第五条第一項第一号に掲げる事項の変更の届出を受理したので、同規則第七条第二項の規定により公示する。

平成二十二年二月十日

青森県公安委員会委員長 阿 保 耀 子

変更事項	変 更 前	変 更 後
運転免許取得者 教育認定機関の 名称	株式会社三沢自動車教習所	株式会社エーアンドエフ
運転免許取得者 教育認定機関の 住所	青森県三沢市花園町三丁目四 番二十七号	青森県三沢市日の出一丁目九 十四番地三百四十三号
運転免許取得者 教育認定機関の 代表者の氏名	小比類巻敦子	小比類巻正昭

（発行所・発行人）  
青森市長島二丁目一番一号  
青 森 県

（印刷所・販売人）  
青森市第一問屋町二丁目番七七号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円一銭